

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。
詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2023年5月25日(木)～6月30日(金)
交付決定	2023年8月下旬
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで



留意事項

- 当資料は二次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

A先進事業

03-5565-3840

Bオーダーメイド型事業/
Dエネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

二次公募

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金 (A、B、D)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策
(「先進設備・システム」「オーダーメイド型設備」「EMS機器」の導入)を支援します。

省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分A～Dがありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。



A、B、Dの申請

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

令和4年度補正予算
省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
公募要領
(A)先進事業
(B)オーダーメイド型事業
(D)エネルギー需要最適化対策事業

省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。

事業の概略については中面をご覧ください。➡

! A B と C D を組み合わせて設備を導入する場合は、各補助金に申請してください。

C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

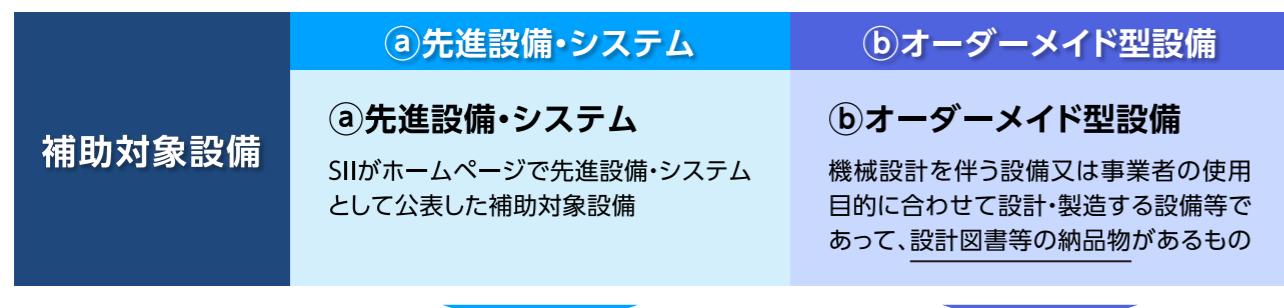
令和4年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金
公募要領
(C)指定設備導入事業
(D)エネルギー需要最適化対策事業

省エネルギー投資促進支援事業費補助金
(C、D)の公募要領をご確認ください。

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

手順1

導入予定の設備が、どの補助対象設備に該当するか整理し、単独、または組み合わせて計画を立てる。



手順3 「事業要件」及び手順2で算出した省エネ効果が①、③のどちらの「省エネルギー効果の要件」を満たすか確認し、申請する事業区分を選択する。

事業区分	①先進事業	②オーダーメイド型事業
事業要件	①先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	②オーダーメイド型事業 機械設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)へ更新等する事業
省エネルギー効果の要件 ^{*1}	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kL以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kL以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外
補助対象経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費
補助率	中小企業者等 ^{*2} 2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内
	大企業 ^{*3} 、その他 ^{*4} 1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内
補助金限度額 ()内は非化石申請時	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円(40億円)

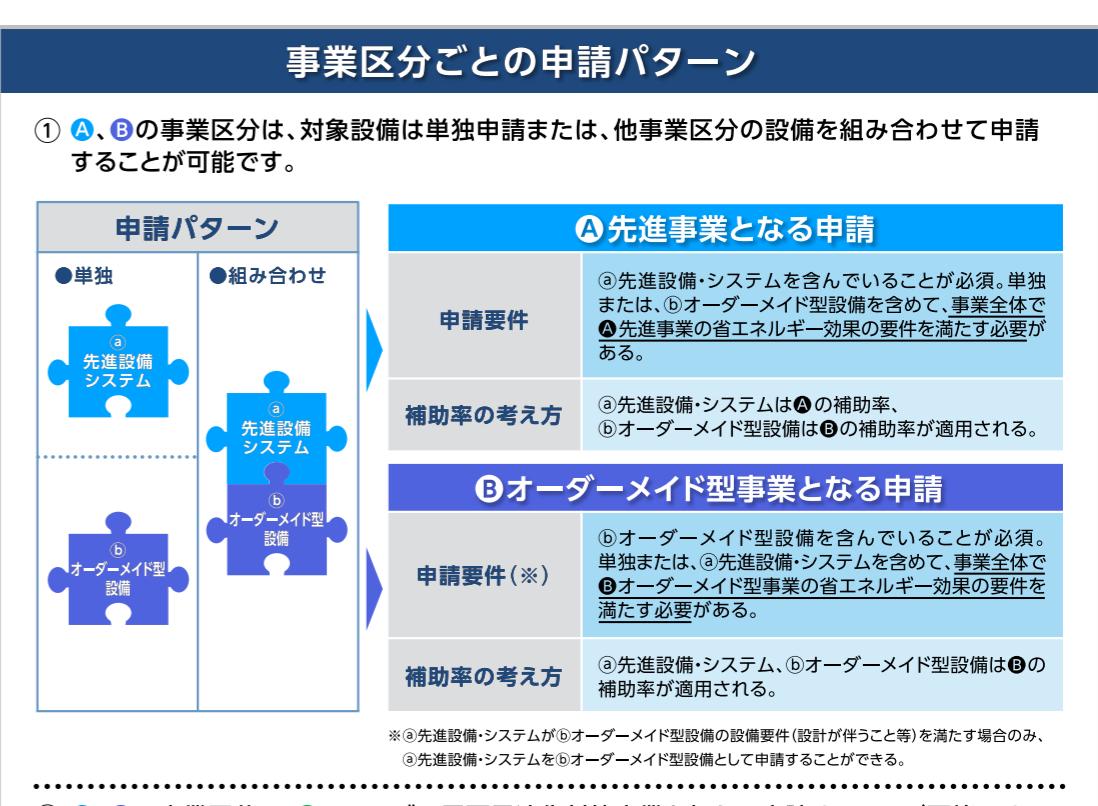
*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

①先進事業、②オーダーメイド型事業において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

*1 ①、②、③事業共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kL以上の事業であること、トップランナーキー制度対象機器を導入する場合はトップランナーキー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)」※みなし大企業を含む)は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること、導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

*2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。



② ①、②の事業区分に、④エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限額の合計となります。



④エネルギー需要最適化対策事業

④エネルギー需要最適化対策事業
SIIに登録されたエネルギー事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

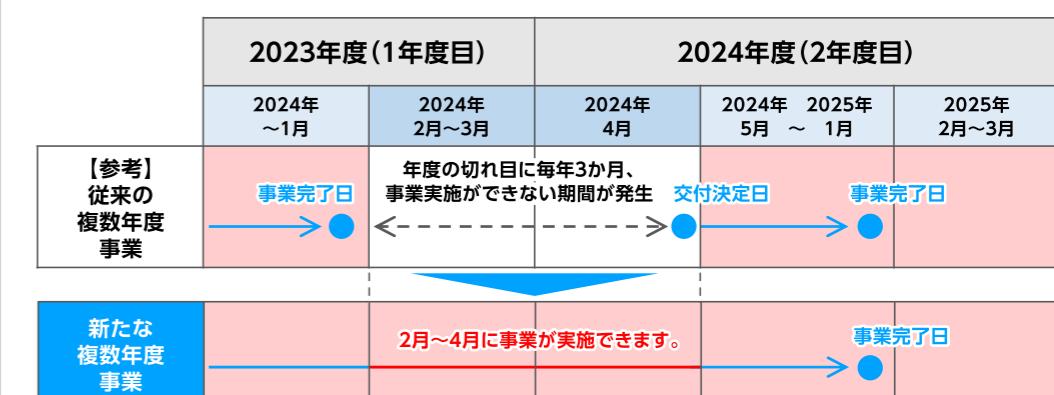
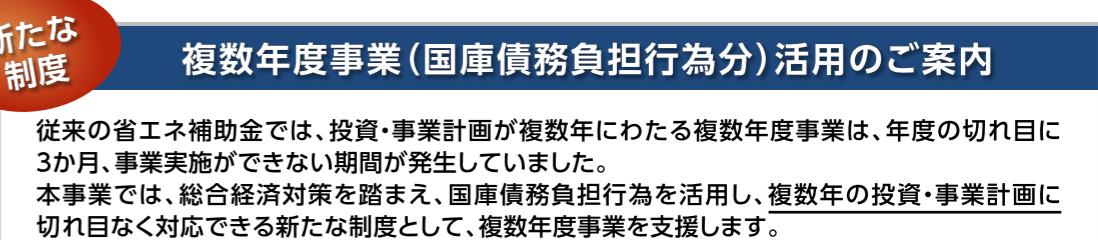
申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率**2%以上**を満たす事業

設計費、設備費、工事費

1/2以内

1/3以内

【上限額】1億円/年度
【下限額】100万円/事業全体
※複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円



複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。

*3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(二次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和4年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和4年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。